

【授業料減免の継続に関する手続きについて】

高等教育の修学支援新制度の授業料減免の支援を受けている方は、年に2回(①7~8月・②12~1月)継続に関する手続きが必要となります。まずは、1回目の継続手続きについてご案内しますので、期限までに必ず手続きをしてください。

なお、毎年この時期に「適格認定における収入額・資産額等の判定」が行われます。これを受け、10月から支援区分が現在の区分から変更となったり、支援が停止する場合があります。

また、給付奨学金についても年に2回(4月と10月)在籍報告が必要です。在籍報告については、報告時期になりましたら改めてご案内します。

1. 手続きの流れ(停止中の方も手続きが必要です。)

①書類の提出

「授業料分納等申請書」を提出してください。

②給付奨学金の在籍報告時(10月)において、「授業料減免を希望する」を選択してください。

※これまで継続の手続きにおいて、「授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」の提出が必要でしたが、今年度より不要となりました。

2. 提出期限:2024年8月30日(金)17時まで

3. 提出先・問い合わせ先

学務部学生支援課(2番窓口/本館I棟1階)

TEL:083-252-0289(平日:8:30~17:15)

4. 注意事項

授業料分納等申請書により2025年2月26日(水)まで授業料の納入を猶予する申請をしていただきます。そのため、授業料は分けて納付する事(分納等申請)ができません。